

プレミアム付きデジタル商品券による小売・サービス事業者応援事業
～湖国のお店応援！ここクーポン～

登録店 募集要項

滋賀県

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた、県内の小売、サービス業の事業者を支援するために、小売、サービス業の店舗で利用できるデジタル商品券を発行することで、県内消費を喚起し、県内の小売、サービス業事業者の収入確保につなげる。

2 事業の概要

- (1) 事業名称：プレミアム付きデジタル商品券による小売・サービス事業者応援事業
～湖国のお店応援！ここクーポン～
- (2) 商品券の名称：ここクーポン
- (3) 商品券の種類：デジタル商品券
- (4) 利用期間：令和4年1月8日（土）～令和4年2月28日（月）
- (5) クーポン発行金額：① 7,500円（販売額 5,000円／プレミアム率 50%）
② 15,000円（販売額 10,000円／プレミアム率 50%）
- (6) 最大発行総額：19億5,000万円
- (7) 販売数：販売額 10,000円ですべて販売した場合は13万セット
- (8) 購入対象者：制限なし
- (9) 購入可能限度額：1人あたり（1端末）5,000円または10,000円のいずれか
- (10) 販売方法：ここクーポン専用アプリによる抽選申込販売
- (11) 登録店（ここクーポン利用可能店舗）：滋賀県内の店舗が対象

3 ここクーポンについて

- (1) アプリ上では「円」ではなく、「PT」と表示されます。
※PT＝ポイント、1PT＝1円として利用可能
- (2) 本事業では、店舗規模に応じて利用可能ポイントを区分しております。
全店共通PT：中小規模店・大規模店 共に利用可能
専用PT：中小規模店 のみ利用可能
※店舗区分の詳細は、7「中小規模店・大規模店の区分について」をご参照ください。
- (3) 1決済につき利用下限ポイント（1,500PT）が設定されています。ただし、残ポイントが1,499ポイント以下となった際、1決済で使い切る場合のみ利用可能です。
例：○ポイント残額が800Pで、1,500円の品物を購入する際、800Pと現金700円を支払う
×ポイント残額が800Pで、1,500円の品物を購入する際、100Pを使い700円を残す

(4) ここクーポンの詳細

販売金額	5,000 円	10,000 円
利用可能ポイント *ポイントの内訳は以下の通り	7,500 PT	15,000 PT
(内訳) 全店共通ポイント	3,000 PT	6,000 PT
(内訳) 専用ポイント	4,500 PT	9,000 PT
1 決済あたり利用下限ポイント	1,500 PT	1,500 PT

4 対象となる業種、業態、店舗

県内の小売業・サービス業・飲食業の店舗が対象となります。

ただし、全国チェーンのドラッグストア、コンビニエンスストア、家電大型専門店は対象外となります。

(対象となる例)

飲食店、持ち帰り・配達飲食店、スーパー、飲食料品店、衣料・身の回り品扱店、化粧品店、バイク・自転車店、書店、写真店、タクシー・運転代行、理美容・エステ・ネイルサービス・リラクゼーション店、銭湯・日帰り温泉入浴施設、クリーニング店、スポーツ施設（ゴルフ場、ボウリング場など）、カラオケ店 など

※飲食店については、『みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証』取得店舗のみ対象となります。

※宿泊客以外の来客が想定される宿泊施設内の小売店、飲食店については対象となります。

5 ここクーポンの利用対象とならないもの

- (1) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (2) 公共料金・各種手数料（振込手数料・電気・ガス・水道料金、保育料等）
- (3) 国税、地方税等の公租公課
- (4) 有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券等の換金性の高いものの購入
- (5) プレミアム分が加算されている回数券
- (6) 現金への換金、金融機関への預け入れ、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払い
- (7) 事業に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品の購入等、買掛金、未払金等の支払い
- (8) たばこ（電子たばこを含む）
- (9) スポーツジム、文化教室等の月謝

- (10) 宿泊を伴う旅行代金
- (11) 保険診療
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務への支払い
- (13) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (14) その他、事務局が不相当と認めるもの

6 登録店の参加資格

滋賀県内で店舗を運営する事業者で、県内の店舗に限りここクーポンを利用可能とすることが出来る小売業・サービス業・飲食業を営む事業者。ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- (2) 国および地方公共団体の施設を管理・運営する事業者
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (4) 5 の利用対象とならないものに記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- (6) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- (9) その他、本事業の目的に照らして、不相当と事務局が判断する事業者

7 中小規模店・大規模店の区分について（全店共通ポイント・専用ポイントに関係）

中小規模店とは、本登録店舗要件を満たし、以下の（1）～（3）の要件をすべて満たす店舗です。それ以外は、すべて大規模店に該当します。

- (1) 中小企業基本法に定める 中小企業者である こと。
- (2) 大企業のフランチャイズ でないこと。
- (3) 小売店で 店舗面積が 1,000 m²以下 であること。

※テナントの場合は、各テナントの店舗面積で判断します。

※同一事業者が運営する店舗において、一つでも 1,000 m²以上の店舗がある場合はすべての店舗を大規模店とみなします。

※中小企業基本法に定める中小企業者（小売業・サービス業）は以下の通りです。

業種	①または②のいずれかを満たす場合	
	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する従業員数
小売業	5,000万円以下の会社	50人以下の会社及び個人
サービス業	5,000万円以下の会社	100人以下の会社及び個人

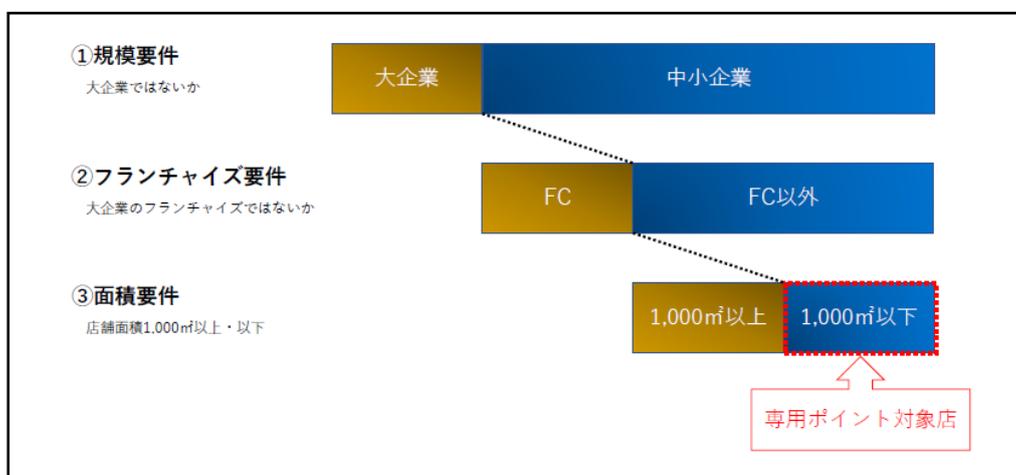
※フランチャイズの定義は以下の通りです。

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者が、フランチャイズ本部に該当する事業者とおおむね次のような事項を含む契約を結んでいた場合

- ・加盟店が本部の商標、商号等を使用し営業することの許諾に関するもの
- ・営業に対する第三者の統一的イメージを確保し、加盟者の営業を維持するための加盟店の統制、指導等に関するもの
- ・上記に関連した対価の支払に関するもの
- ・フランチャイズ契約の終了に関するもの

「フランチャイズ本部に該当する事業者」とは、本部が加盟者に対して、特定の商標、商号などを使用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・運営について、統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態を展開する事業者をいう。

【参考資料】中小規模店舗分類表



8 登録店の責務

- (1) 事務局が別途提供する登録店マニュアルに基づき、ここクーポンと引き換えに商品・サービス等の提供を行うこと。その他必要な事務局の指示を遵守すること。
- (2) 登録完了後にお渡しする登録店の販促ツール（ポスター等）を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 取引において、ここクーポンでの決済を拒否しないこと。
- (4) 決済時においては、登録店が QR コード（事務局から登録店ごとに付与するコード）を掲示すること。
- (5) ここクーポンを用いた取引を行う場合は、不正利用防止の観点から、善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
- (6) 従事する従業員にここクーポンでの決済方法含め、登録店マニュアルに記載の内容を周知すること。
- (7) 本事業終了後、ここクーポンについて、事務局よりアンケートへの協力を依頼した場合には、それに応じること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
また、業種別ガイドラインが定められていない分野については、類似する業種別ガイドラインを選び準拠すること。

（内閣官房 業種ごとガイドライン一覧）

参考 URL： <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210909>

9 登録申請手順

- (1) 湖国のお店応援！ここクーポン ポータルサイトより、登録申請画面へアクセス。
登録申請 URL <https://koko-coupon.com>
- (2) 募集要項に記載の内容を理解し、宣誓事項へ同意のうえ、登録申請フォームへ必要事項を入力し申請してください。
- (3) 事務局にて申請内容を審査し、登録店として承認された後にメールにより通知します。
- (4) 令和3年11月16日（火）から登録申請を受け付けます。
登録申請期間については、以下の通りです。

- 1次募集：令和3年11月16日（火）から 令和3年12月17日（金） まで
- 2次募集：令和3年12月18日（土）から 令和4年 1月7日（金） まで
- 3次募集：令和4年 1月8日（土）から 令和4年 1月18日（火） まで
- 4次募集：令和4年 1月19日（水）から 令和4年 1月31日（月） まで

※郵送での申請をご希望の場合は、ポータルサイトの『お知らせ』より申請書をダウンロードの上、下記宛先へ郵送にてご送付ください。ご不明な点がございましたら、滋賀県ここクーポン事務局コールセンターまでお電話ください。

※商品券の利用開始日（令和4年1月8日）から参加いただくためには1次募集期間中に登録申請いただく必要がございます。

〒542-0081

大阪市中央区南船場2-9-8 シマノ住友生命ビル 2階

JTB ビジネストラנסフォーム 内 滋賀県ここクーポン事務局 宛

(5) 登録料は無料です。

(6) スターターキットのお届け

登録が完了した店舗へ、販促ツールと決済ツールをまとめたスターターキットをお届けします。

<同封物>

登録店マニュアル、QRコード貼付用スタンドPOP台紙、QRコード貼付用シール台紙、店舗掲出用ポスター、店舗掲出用ステッカー

(店舗QRコードについては、店舗専用の管理画面から印刷いただきます。)

<配送スケジュール>

登録申請期間に応じて、登録された店舗へ以下のスケジュールで配送を予定しています。

※登録申請期間は、WEB申請日、郵送での登録申請は、申請書送付の消印日とします。

※『みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証』店舗へ申請中の飲食店についても、本事業に参加登録申請いただくことは可能です。ただし、登録店としての承認は、『みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証』の取得後となりますのでご注意ください。

■ 1次募集：令和4年1月 5日（水）迄のお届け

■ 2次募集：令和4年1月18日（火）迄のお届け

■ 3次募集：令和4年1月29日（土）迄のお届け

■ 4次募集：令和4年2月以降、順次発送

10 換金手続き

- (1) 利用者の決済情報は、登録後にお渡しする ID・PW を用いて、管理画面にて確認可能です。
- (2) 決済手数料、換金手数料等は一切発生しません。
- (3) 振込については、以下のスケジュール(概ね 2 週間に 1 回)を目安に指定の口座へ振込を行います。

換金回数	利用期間	振込予定日
第 1 回	令和 4 年 1 月 8 日 (土) から令和 4 年 1 月 21 日 (金)	令和 4 年 1 月 28 日 (金)
第 2 回	令和 4 年 1 月 22 日 (土) から令和 4 年 2 月 2 日 (水)	令和 4 年 2 月 10 日 (木)
第 3 回	令和 4 年 2 月 3 日 (木) から令和 4 年 2 月 16 日 (水)	令和 4 年 2 月 25 日 (金)
第 4 回	令和 4 年 2 月 17 日 (木) から令和 4 年 2 月 28 日 (月)	令和 4 年 3 月 8 日 (火)

※上記の日程は予定の為、変更となる場合があります。

※最終の振込日程および換金方法の詳細は、後日送付する「登録店マニュアル」にて必ずご確認ください。

※振込予定日は振込を行う日のため、ご指定口座への入金日とは異なる場合がございます。

11 不正利用等

本事業においては、一切の不正な行為は許されません。万一、以下の (1) ~ (4) に該当する不正行為があった場合には、登録店からの登録取消および換金に関する債権の履行停止、法的措置の対象とすることがあります。

- (1) 偽って対象施設として登録すること。
- (2) ここクーポンの不正利用 (自己取引・架空取引等) を行うこと。
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (4) その他、事務局が不相当と判断した行為。

12 その他

- (1) 本募集要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、事務局がその対応を決定します。
- (2) 登録店の情報 (店舗名称、所在地、電話番号等) は、本ポータルサイトで広報を行います。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の状況により、本事業の延期、休止、中止、一部店舗での利用制限等の可能性があることを、予めご了承の上ご登録ください。
- (4) 登録申請の際に取得した個人情報については、下記以外の目的では利用いたしません。
 - ①本事業に関すること
 - ②今後、滋賀県が同種の事業 (消費喚起、観光産業活性化) を検討または実施する場合の情報提供

13 問い合わせ先

滋賀県ここクーポン事務局コールセンター

TEL： 0570-065-008

受付期間：令和3年11月16日（火）～令和4年3月11日（金）

受付時間：午前10時から午後6時

※12/30～1/3 および土日祝日は休業

※ここクーポン利用期間中（1/8～2/28）は土日祝も受付しております。

募集要項と下記の宣誓事項の内容について遵守することを誓約し、登録申請フォームより申請下さい。

～プレミアム付きデジタル商品券による小売・サービス事業者応援事業 宣誓事項～

- (1) 商品の販売、またはサービスの提供なく、ここクーポンの換金を行いません。
- (2) ここクーポンを利用できない商品に対して、ここクーポンでの支払いを受け付けません。
- (3) ここクーポンの利用期間中は登録店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- (4) 登録店募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- (5) ここクーポンの利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (6) 商品券の取扱に関して、滋賀県および事務局から改善要請等があった場合には、それに従います。
- (7) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用HP等に掲載)について同意します。
- (8) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (9) (8) ②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。